

賃上げや生産性向上に取り組む中小企業者向け 資金繰り支援制度のご案内

熊本県では、賃上げや生産性向上等の取組みを行う中小・小規模事業者（個人事業主を含む。）の皆様に対し、熊本県独自の融資制度による資金繰り支援を実施します。

熊本県融資制度

「生産性向上等緊急支援資金（賃上げ等対応分）」

対象者	県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、さらに、 aとbの両方 に該当する者 (1)申込金融機関から本資金による保証付き融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと。 a 事業場内の1人当たり給与等支給額（給与、賞与、労務費に限る）を最近の決算期と比較して3.0%以上引き上げることを実施又は実施予定であること。 b 生産性向上、コスト削減等の具体的計画を有すること。
融資限度額	1企業 8,000万円 1組合 1億円
融資期間	1年以上10年以内（据置：運転資金1年以内、設備及び運転設備資金3年以内）
融資利率	7年以内 年2.10%以内 7年超 年2.25%以内
保証料率	0.15%～0.72% ※県補助後 【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用】
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
申込先	取扱金融機関
取扱期間	令和8年11月30日までに熊本県信用保証協会が保証申込受付、かつ、令和8年12月31日までに取扱金融機関が融資実行した分まで ※ただし、申込額が融資枠の上限に達した場合は、達した時点から1週間以内に保証申込受付した分までが対象です。

※申込みにあたっては、「生産性向上等事業計画書」に、賃上げや生産性向上等の取組み状況について記載が必要です。

【取扱金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店

【お問い合わせ窓口】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（TEL 096-333-2314）
制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>）

